

## 明和町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 明和町

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	単 独 平成15年4月 (供用開始後18年) 流域関連 平成29年4月 (供用開始後 4年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適 (令和5年4月1日より地方公営企業 法の適用を予定)
処理区域内人口密度	単 独 25.2人/ha (平成31年度末) 流域関連 33.3人/ha (平成31年度末)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	あり
処 理 区 数	単 独 1処理区 (明和处理区) 流域関連 1処理区 (宮川処理区)		
処 理 場 数	1処理場 (明和浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	現時点での予定なし		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	【人数制】 (1か月あたり)	【従量制】 (1か月あたり)	
	基本料金 1,500円 + 500円 × 人数 ※寺(有住)、アパート等も同様	基本料金 10m <sup>3</sup> まで 1,050円 従量料金 11~20m <sup>3</sup> 105円/m <sup>3</sup> 21~50m <sup>3</sup> 135円/m <sup>3</sup> 51~100m <sup>3</sup> 155円/m <sup>3</sup> 101m <sup>3</sup> ~ 210円/m <sup>3</sup>	
業務用使用料体系の 概要・考え方	(1か月あたり) 基本料金 10m <sup>3</sup> まで 1,050円 従量料金 11~20m <sup>3</sup> 105円/m <sup>3</sup> 21~50m <sup>3</sup> 135円/m <sup>3</sup> 51~100m <sup>3</sup> 155円/m <sup>3</sup> 101m <sup>3</sup> ~ 210円/m <sup>3</sup>		
その他の使用料体系の 概要・考え方	【人数制】 (1か月あたり) 一般家庭兼事業所等 基本料金1,500円 + (500円 × 人数) + (250円 × 流入人口) 寺(無住)、神社、倉庫等、自治会施設 基本料金1,500円		
条例上の使用料*2 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成28年度 3,240 円	実質的な使用料*3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成28年度 2,640 円
	平成29年度 3,240 円		平成29年度 2,440 円
	平成30年度 3,240 円		平成30年度 2,580 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	上下水道課：業務係（下水担当） 2名 下水道係 3名
事業運営組織	令和元年度まで上水道係5名、下水道係5名で運営していたが、令和2年度から業務係4名、上水道係2名、下水道係3名の体制に変更した。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	明和浄化センターの運転管理および保全管理を民間委託している。
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP・PFI	なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	なし

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

平成30年度に策定・公表した平成26年度から平成30年度(5年間)のデータによる「経営比較分析表」を添付する。
---

## 2. 将来の事業環境

### (1) 処理区域内人口の予測

「一般廃棄物処理基本計画（生活排水）」（令和2年度）を基に処理区域内人口の予測を行った。令和元年度の処理区域内人口4,181人から令和12年度は6,038人まで整備区域を拡大しながら処理区域内人口が増加するものと予測している。

### (2) 有収水量の予測

「一般廃棄物処理基本計画（生活排水）」（令和2年度）を基に有収水量の予測を行っている。

### (3) 使用料収入の見通し

水洗化人口×使用料単価にて算出している。使用料単価は、近年の実績より14.6千円/年・人（＝132円/㎡）としているが、各事業（公共下水道事業、農業集落排水事業）の料金算定方法に違いがあるため、従量制への移行の検討が必要である。宮川流域関連公共下水道事業の区域拡大に伴い、使用料は増加していく。

### (4) 施設の見通し

令和8年度に、公共下水道事業明和处理区（フレックスプラン）の污水を宮川流域下水道に接続する予定である。それに伴い、明和浄化センターは廃止となる。管きよ施設は令和17年度末を目標として整備を完了させる計画としている。

### (5) 組織の見通し

現状を維持する。

## 3. 経営の基本方針

人口減少や少子高齢化の進行、生活様式の変化、省資源化など下水道を取り巻く環境の変化により、持続可能な下水道経営が必要となるため、その実現に向け、投資の効率化、経営基盤の強化、危機管理の強化を基本目標とし、中長期的な経営の基本計画である経営戦略の策定、進捗管理により「安全・安心な下水道サービスを安定かつ持続して提供する」ことを基本方針とする。

#### ○投資の効率化

- ① 下水道事業の普及促進（効率的な面整備）
- ② 適正な維持管理（ストックマネジメント手法を用いた計画的な更新整備）
- ③ 広域化・共同化・最適化の導入（コスト削減）

#### ○経営基盤の強化

- ① 早期水洗化の促進（水洗化率向上に向けた取り組み）
- ② 運営体制の整備（民間活用、経費削減、人材育成）
- ③ 資金調達の適正化（繰入金金の抑制）

#### ○危機管理の強化

- ① 危機管理体制の強化（BCP・広域連携）
- ② 下水道台帳管理システムの更新（災害時における的確な対応）

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

##### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

##### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

###### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	事業計画区域の管きょ施設整備を完了する。
-----	----------------------

事業計画区域の管きょ施設整備を推進すべく、過去の事業量を参考に年あたり3.9億円程度の建設改良費を令和12年度まで見込んでいる。

###### ② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	管きょ施設整備事業の財源として交付金や地方債を有効活用する。
-----	--------------------------------

使用料収入の見通しは、事業計画区域の管きょ施設の進捗とともに、接続促進を図り直実に収入増となるように努める必要がある。また、使用料の改定は、安定財源の確保にとって有効な手段の一つであるが、各事業（公共下水道事業、農業集落排水事業）の料金算定方法の違いや社会情勢を踏まえ、慎重に対応していく必要がある。  
一般会計繰入金は、基準内繰り出し金を中心に、最低限の基準外を計上している。

###### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

職員給与費および維持管理費については大幅な変更がないため、過去の実績より計上する。	
---	--

**(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

**① 今後の投資についての考え方・検討状況**

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	一般廃棄物処理基本計画(生活排水)を策定し、令和2年度を初年度とし、令和11年度を中間目標年次、令和21年度を目標年次とする向こう20年間の基本施策について方向付けを行っている。
投資の平準化に関する事項	今後、投資が見込まれる下水道ストックマネジメント計画事業の投資計画により、事業の平準化を図る。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	特になし
その他の取組	特になし

**② 今後の財源についての考え方・検討状況**

使用料の見直しに関する事項	人数制と従量制の料金算定方法の違いを従量制に統一し、人口減少や近年の節水化により料金収入の減少が見込まれることから、定期的に料金改定を検討する必要があると考える。
資産活用による収入増加の取組について	—
その他の取組	建設改良費については、国の補助事業の活用や交付税措置の有利な起債の借入など、財源確保に努める。

**③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況**

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	民間活力の活用について、先進事例等を研究し、その導入のあり方について検討する。
職員給与費に関する事項	給与水準については、本町の給与制度による。
動力費に関する事項	設備更新時に省電力型設備の導入を検討し、コスト縮減に努める。
薬品費に関する事項	薬品費の購入については、同一薬品で一括購入できる場合、広域連携による購入費の削減を検討していく。
修繕費に関する事項	定期的な点検・調査により、予防修繕を計画的に行い、突発的に発生する事故や故障を未然に防ぎ、施設の延命化を図ることにより、修繕費の低減に努める。
委託費に関する事項	処理場の維持管理について民間委託を継続するとともに、その適用範囲拡大に向けた検討を進める。
その他の取組	危機管理体制の強化(BCP)、下水道台帳管理システムの更新、非常時対応のバックアップシステムの構築等が図れるように検討を進める。

**5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項**

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	令和5年度に地方公営企業法を適用するので、法適用後、早々に見直しする。
---------------------	-------------------------------------



投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	令和元年度 (決算)	令和2年度 (決算)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収支再差引	(E)+(I)	33,807	4,105	△ 6,371	△ 3,780	8,088	8,010	7,563	15,952	17,922	17,795	18,574	20,281
積立金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)	41,638	75,445	79,550	73,179	69,399	77,487	85,497	93,060	109,012	126,934	144,729	163,303
前年度繰上充用金	(M)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	75,445	79,550	73,179	69,399	77,487	85,497	93,060	109,012	126,934	144,729	163,303	183,584
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実質収支	(P)	75,445	79,550	73,179	69,399	77,487	85,497	93,060	109,012	126,934	144,729	163,303	183,584
(N)-(O)	(Q)												
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$												
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	85.1	87.4	86.4	85.9	93.6	94.0	94.2	97.6	98.5	98.5	98.8	99.4
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額の比率	(R)												
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	△ 59,342	57,044	60,722	63,899	65,045	66,162	67,133	68,754	71,776	72,587	74,360	74,894
地方財政法による 資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$												
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額の比率	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$												
他会計借入金残高	(W)												
地方債残高	(X)	2,645,838	2,819,686	3,048,647	3,220,188	3,351,397	3,459,384	3,546,451	3,621,786	3,681,043	3,733,819	3,782,361	3,822,594

○他会計繰入金

(単位:千円)

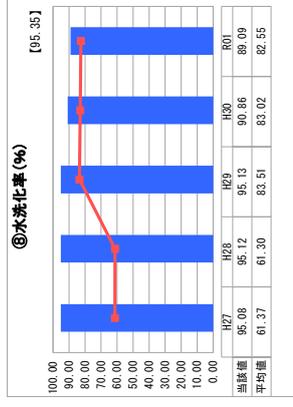
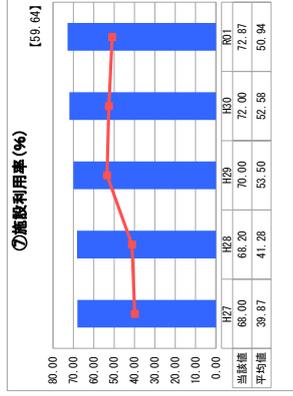
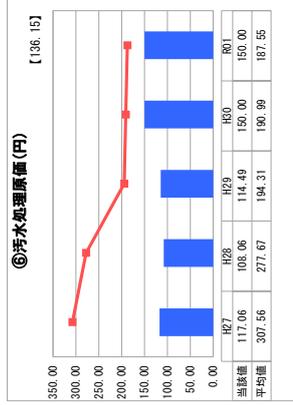
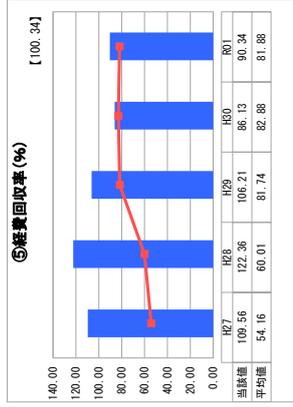
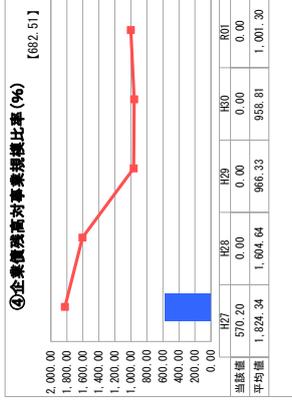
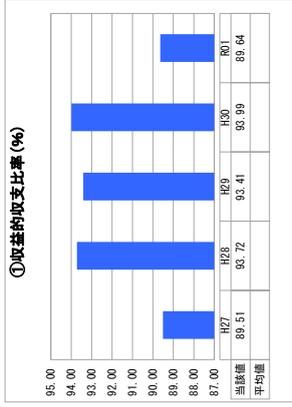
区分	年度	令和元年度 (決算)	令和2年度 (決算)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収益的収支分		100,652	104,239	110,259	123,879	135,001	150,520	162,253	178,331	184,812	189,046	197,356	192,022
うち基準内繰入金		100,652	104,239	110,259	123,879	135,001	150,520	162,253	178,331	184,812	189,046	197,356	192,022
うち基準外繰入金													
資本的収支分		19,686	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000
うち基準内繰入金		14,641	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000
うち基準外繰入金		5,045											
合計		120,338	118,239	124,259	137,879	149,001	164,520	176,253	192,331	198,812	203,046	211,356	206,022

# 経営比較分析表 (令和元年度決算)

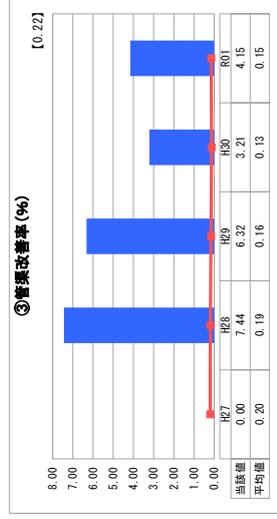
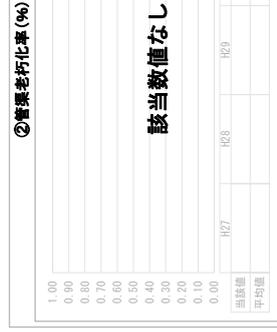
三重県 明和町

業務名 法非適用	業種名 下水道事業	事業名 公共下水道	類似団体区分 Cc2	管理者の情報 非設置	人口 (人) 23,139	面積 (km <sup>2</sup> ) 41.04	人口密度 (人/km <sup>2</sup> ) 563.82
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり処理料金 (円)	処理区域内人口 (人) 4,181	処理区域面積 (km <sup>2</sup> ) 1.60	処理区域内人口密度 (人/km <sup>2</sup> ) 2,613.13
-	該当数値なし	18.11	100.00	3,240			

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



グラフ凡例  
■ 当該団体値 (当該値)  
— 類似団体平均値 (平均値)  
【】 令和元年度全国平均

## 分析欄

1. 経営の健全性・効率性について  
 【収益的収支比率】収益的収支比率は3年間は90%を超える比率で推移しているが、R01年度は90%を下回る数値となった。また、財源の確保についても一般会計からの繰入金で多く賄っている状態であるため経営改善に取り組んでいく必要がある。  
 【経費回収率】R20年より宮川流域関連公共下水道事業の供給開始が始まり、後々に供用開始区域が広がっていると認識されている。そのため、今後の出費も増えることが予想される。経費回収率の改善は近年見られず、将来的には指標が上昇していく数値を示す可能性があると思われる。  
 【施設利用率】類似団体の平均値を下回っているが、今後、宮川流域関連公共下水道事業区域が順次供用開始されるにつれて、開始後は徐々に稼働率が向上し、稼働率が過剰となり、高い数値を示す可能性があると思われる。  
 【施設利用率】近年は類似団体の平均値よりも高い利用率で、70%前後で落ち着いている。  
 【水洗化率】新たに宮川流域関連公共下水道事業の供用開始区域の増加に伴って、稼働の数値が低下してきている。  
 2. 老朽化の状況について  
 宮川流域関連公共下水道事業計画に基づき、現在も事業を進めている。  
 今後も保守点検を行い、施設管理を行っていく。

## 全体総括

財源としては、変わらず一般会計からの繰入金で賄っている。このことから、宮川流域関連公共下水道事業の供給開始区域が今後増加していくことで、稼働的な接続の推進と使用料の徴収が重要になってくると考えられる。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。